「チョイソコやとみ」運行事業
業務仕様書

弥富市
Yatomi City

AISIN

1 事業目的

超高齢者社会が予想される中で、今後、買物弱者が増加することが見込まれる。病院、薬局、買物、フィットネスなど高齢者の生活や健康に必要な近隣の店舗へオンデマンド型乗合交通によって送迎することにより、健康寿命を増進させ、いつまでも健康で暮らしていくことができる地域を作っていくことを目的とする。

2 事業内容

（1）デマンド交通

デマンド交通の運営は、株式会社アイシンが行う。また、コールセンターを開設し、そこから車両に運行指示を行う。よって、運行事業者が、デマンドシステムの導入やオペレーターの設置する必要はない。

なお、道路運送法第21条による実証実験を行い、実証結果を踏まえて、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けての運行に切り替える見込みであり、事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業を見据えた準備を行うこと。

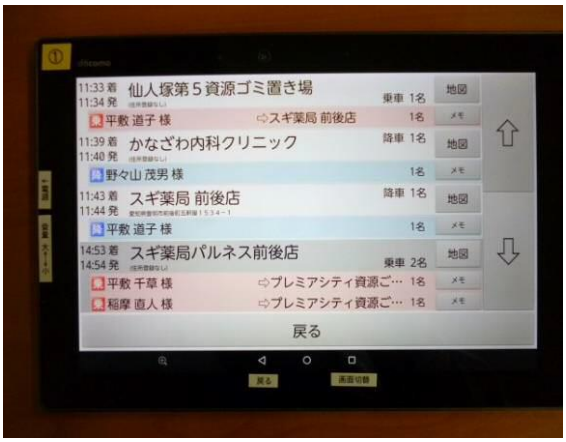

（2）運行車両及びルート

運行車両は運行事業者が株式会社アイシンの提案する 10 人乗ワンボックスをリース契約等おこない、手配すること。

車両には、株式会社アイシンが手配する車両ラッピング用マグネット及び運行指示を受けるタブレットを設置し、そのタブレットに従い運行する。

（3）乗降場所

乗降場所は、運行地域の指定乗降場所、公共施設、協賛企業の店舗など（乗降場所については、弥富市が指定する場所）とする。なお、乗降場所の変更・追加があった場合は、株式会社アイシンから運行事業者に速やかに連絡する。

また、乗降にあたっては、指定した乗車時間に乗車場所にいない場合はコールセンターに連絡してその指示に従うこととする。

（4）運行日・運行時間

運行日は月～土曜日の週6日間（日曜日・祝日、年末年始は除く）、運行時間は8時から18時までに乗車した

利用者を降車させる予定とする。
（運転手の休憩については、運行時間では設定しておらずそれを想定した実施体制で運行すること）

（5）利用者
利用者は、事前に会員登録をし、乗車する。ただし、会員と同乗である場合には、会員以外の方も乗車できる。なお、会員登録等の手続きは、オペレーションセンターが行う。

（6）運賃
1乗車あたりの200円（75歳以上、小・中・高校生は100円、市内在住高校生は運賃助成定期券により無料）とする予定。利用者からの運賃は車両内で運転手が運賃収受。また、運行事業が用意した電子決済機での決済と現金での収受を行う。収受した金額は日々ごとに算出し、乗車数とあわせて毎月末で締めて翌月5日ごろまでには株式会社アイシンへ報告すること。

（7）運行費用
運行事業者の運行にかかる費用は、利用者からの運賃と株式会社アイシンが支払う地域交通支援金により運営するものとする。また、運行事業者と株式会社アイシンで取り決めた1日当たりの保証金額より利用者からの運賃収入が下回る場合は、不足金分を株式会社アイシンが事業者へ支払うものとする。

3 運行エリア
本事業は、弥富市内全域及び市外の一部協力企業を想定しており、車両3台で効率よく運行する予定である。

4 その他運行に関すること
（1）車両
運行車両は運行事業者が株式会社アイシンの提案する 10 人乗ワンボックスをリース契約し３台手配すること。 また、事故、点検・修理等で車両が使用できない場合は、運送事業者が代替車両（予備車両）を自己の負担にて用意するものとする。なお、代替車両がセダン型の場合は複数車両による並走運行でも可とする。車両の任意保険・保管、日頃の清掃・洗車・日常メンテナンス及びドライバーと連絡が取れる手段（携帯電話）、燃料費、電子決済機等は運送事業者が用意・実施するものとする。

（2）乗務員の選任等
①法令を遵守し交通安全に務めること。
②利用者に対して誠意をもって対応すること。
③利用者の乗降の際は、常に安全に注意し、適宜適切な誘導を行うこと。
④運行開始前に運行エリアを熟知しておくこと。
⑤利用者に対しての挨拶や言葉遣いに注意すること。
⑥運行開始前及び定期的に乗務員の研修行うこと。

(3)業務責任者の任命
本事業を実施するにあたり、業務責任者を定め、本事業に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

(4)待機・休憩
待機・休憩・交代については、弥富市が指定する場所にて行うものとする。尚、運行時間内では休憩時間を設定しておらずそれを想定した体制で運行に対応する事とする。

(5)予約受付
予約の受付・配車指示は、コールセンターが行うため、運行事業者が予約を受付する必要はないが、緊急連絡等は、運行事業者を通じて運転手に連絡する場合がある。

(6)旅客自動車運送事業社の法令遵守
運行にあたり法令を遵守して必ず行うこと。また、本事業以外でも行政処分の通達があった場合は速やかに報告すること。また、道路運送法第21条の申請できない法令違反をしていないこと。

(7)問い合わせ等の対応
利用者登録・予約・配車に関する利用者からの問い合わせについては、弥富市及びオペレーションセンターで対応するが、運転に関する問い合わせや苦情は、事業者が受ける場合がある。

5 問い合わせ先

弥富市 市民生活部 市民協働課 村上
Tel:0567-65-1111
E-mail: anzen@city.yatomi.lg.jp

株式会社アイシン
移動サービス事業推進部移動サービス企画室地域サービス推進グループ 大屋、小野
Tel:0566-62-8135
E-mail: t_oya@cld.aisin.co.jp